

氏名 まえ だ ひろ こ
前田博子 (助教授)



主な研究テーマ

- スポーツボランティアに関する研究
- スポーツを取り巻く環境についての研究
- サッカーに関する研究

平成17年度の研究成果とその内容

1. スポーツの公共性については、様々な議論が重ねられていますが、「公共性」の定義のひとつに「誰に対しても開かれている」というものがあります。これは、誰もがアクセスすることを拒まれない空間や情報を意味しますが、ここから、誰もがスポーツを見られる社会を目指す動きが生じてきます。しかし、スポーツをすることはすべての人の権利であるという認識は広く理解されていますが、見ることの権利については明確ではありません。

イギリスでは、オリンピック、サッカーのワールドカップ (FIFAワールドカップ)、イギリスで人気の高いクリケットの代表チームの試合などのスポーツ番組は、衛星放送や有料放送を使わず、地上波の無料放送で見られるようになってきました。つまり、これらの番組は誰もが楽しめるよう、「ユニバーサル・アクセス」権が法律によって認められているのです。ところが、国民に最も人気の高いサッカーのプロリーグは、有料の衛星放送に独占されています。それは、リーグの高いレベルを保つために選手の環境を良くしたり、観客が安全に観戦できるようスタジアムの設備を整

えたり、また十分に行き届いた警備を行ったりするための莫大な資金が必要となってきたことにあります。プロリーグの放映権はリーグ側の判断で、高い価格を付けた放送局に売却することができるのです。

しかし、日本ではこのような明確なルールはありません。2002年に開催したFIFAワールドカップでも、「地上波で放映されたのは40試合に留まり、全64試合を放映する権利を購入したのは有料のスカイパーフェクトでした。多くの日本人が視聴する日本代表の試合や、ブラジル、イングランドなどいくつかの人気チームは地上波で放映されていましたが、どこまでが権利として守られるべきなのか曖昧な状態です。

さらに、同じスポーツ観戦を見る権利として、スタジアムで観戦することについてはどのように扱われているのでしょうか。それは、観戦チケットによってコントロールされているので、チケットの分配方法を見る必要があります、実際に2002年FIFAワールドカップでは、観戦する権利としての観戦チケットは、いくつかのカテゴリーを設けて、それぞれの配分が決められました。全体の半数 (67.5千枚) が国内向けに確保され、その中のカテゴリーには、

一般国民の他、開催地住民、サッカー協会登録者と協会関係者、国内スポンサーおよび高額の特等席がありました。そして、誰もがアクセスできるチケット、すなわち一般国民の категорияには45% (28.4千枚) が配分され、主に抽選によって観戦者が決定されていました。ここで、スタジアム観戦がテレビ視聴と異なるのは有限という点です、つまり、希望するすべての人が観戦することは不可能なのです。このことから、スポーツを見ることでも、スタジアム観戦の権利がこれまで主張されてこなかったのです。

ここで、もう一度テレビ視聴権を振り返ってみます。テレビは地上波の無料放送であれば誰もが見られるという前提で、人気のあるスポーツプログラムは見る権利が確保されているということでした。しかし、当たり前ですがテレビを見るために、テレビを購入しなければなりません。また、地上デジタル放送に切り替わっていく上で、高額なテレビの買い換えや、のための受信機を購入する必要があることの問題は一般に議論されています。こう考えると、地上波、無料放送が権利の確保になっているのか疑問がでてきます。さらに、チャンネルをどのようにスポーツに割り当てるのか、スポーツ以外のプログラムを無視してよいのかという問題もあります。

まず、スポーツを見ることは多くの人に求められている権利性のあることなのかという点から検討の余地があるという議論を提起しました。(日本スポーツ社会学会)

2. 国や地方自治体はスポーツ参加を促進し、観戦を楽しむスポーツプログラムを用

意するなど、スポーツ振興に積極的に取り組んでいます。そして、高額な費用がかかる大規模なスポーツイベントに、公的資金が投入されています。Jリーグについても、J1の一部には自立できるクラブが現れましたが、そのほとんどが各自治体の援助なしに運営することは不可能です。

そんな中で、調査の結果、全国に40~50のクラブが今後Jリーグ昇格を目指しているとJリーグは発表しています。しかし、私たちがより詳細に立場ごとに行った調査では、行政は慎重な姿勢を示していました。それは、地方財政が厳しい状態にあるからです。そして、行政が支援を決めるためには、住民から要請が必要だとしていました。Jリーグは各クラブに、サッカーを通じた地域活動を行うよう、指示しています。スポーツを振興することが地域の振興に繋がるのか、また、スポーツに公的資金を投入することがそのまま住民に支持されるのか、検討の余地があることを示唆しました。(朝日新聞)

これからの研究の展望

スポーツの環境を公共性の視点から議論を行ってきましたが、今後はスポーツ活動を実際に行う場の環境について研究の力点を移していこうと考えています。特に、スポーツ振興基本計画で掲げられている、地域のスポーツクラブについてボランティア教育政策と関連づけた研究を行う予定です。スポーツは公共性があり、振興する意義はあるという前提をはずし、その中でスポーツの持つ意義を示すことができるように展開していくつもりです。